

# 新世綜合法律事務所

## 報酬規定

新世綜合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 6 丁目 1 番 2 号 千代田ビル別館 9 階  
TEL06-6364-5668 FAX06-6364-4369

# 新世綜合法律事務所 報酬規定

	頁
1 法律相談料 .....	1
2 書面による鑑定料 .....	1
3 民事事件 .....	1
(1) 訴訟（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政審判事件・仲裁事件	
(2) 調停事件及び示談交渉事件	
(3) 契約締結交渉	
(4) 督促手続事件	
(5) 手形・小切手訴訟事件	
(6) 離婚事件	
(7) 境界に関する事件	
(8) 借地非訟事件	
(9) 保全命令申立事件等	
(10) 民事執行事件	
① 民事執行事件	
② 執行停止事件	
(11) 破産申立事件等	
① 破産・会社整理・特別清算・会社更生の申立事件	
② 民事再生事件	
(12) 任意整理事件（(11)の各事件に該当しない債務整理事件）	
(13) 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	
4 刑事事件 .....	5
(1) 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件	
(2) 起訴前及び起訴後の(1)以外の事件及び再審事件	
(3) 再審請求事件	
(4) 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立	
(5) 告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	
5 少年事件 .....	6
(1) 家庭裁判所送致前及び送致後	
6 裁判上の手数料 .....	6

(1) 証拠保全	
(2) 即決和解	
(3) 公示催告	
(4) 倒産整理事件の債権届出	
(5) 簡易な家事事件（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）	
7 裁判外の手数料 .....	7
(1) 法律関係調査（事実関係調査を含む）	
(2) 契約書類及びこれに準じる書類の作成	
(3) 内容証明郵便作成	
(4) 遺言書作成	
(5) 遺言執行	
(6) 会社設立等（設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算）	
(7) 会社設立等以外の登記等	
(8) 株主総会等指導	
(9) 現物出資等証明（商法第173条第2項第3号及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明）	
(10) 簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者請求）	
8 顧問料 .....	9
9 時間制 .....	9
10 成功報酬制 .....	9
11 日当 .....	9
12 諸経費 .....	9
13 実費預り金 .....	9
-----	
資料 弁護士報酬速算表 .....	11

# 新世綜合法律事務所 報酬規定

当事務所の報酬は原則として以下の基準によるものとします。ただし、事案の難易等を考慮し、委任者との合意により30パーセントの範囲内で増減することができるものとします。

(下記表示はすべて税抜金額です)

## 定義

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定，電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上，委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて，その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件の性質上，委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて，その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が，委任事務処理のために事務所所在地を離れ，移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

※ 弁護士報酬は，1件ごとに定めるものとし，裁判上の事件は審級ごとに，裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲を以て，1件とします。また，裁判外の事件が裁判上の事件に移行したときは，別件として取り扱います。

※ 消費税は，弁護士報酬に加算して別途申し受けます。

## 1 法律相談料

30分ごとに5000円以上

## 2 書面による鑑定料

イ 複雑・特殊でないとき 1件10～20万円

ロ 複雑・特殊な場合 1件30～50万円とし，事案により個別に委任者と合意した金額

## 3 民事事件

(1) 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政審判事件・仲裁事件

対象となる事件の経済的利益の額に応じて下表のとおりとし，着手金の最低額は10万円とします。

ただし，引き続き上訴事件を受任するときは，別途着手金を申し受けます（ただし，減額することができます）。また，上訴事件を受任するときは，特に定めのない限り最終審の報酬金のみを受けます。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5% + 9万円	10% + 18万円
3000万円を超え3億円以下の場合	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円以上の場合	2% + 369万円	4% + 738万円

(2) 調停事件及び示談交渉事件

着手金、報酬金はそれぞれ(1)に準じるものとします。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することがあり、示談交渉から調停事件、示談交渉又は調停事件から訴訟その他の事件を委任されたときの着手金は、(1)又は(5)で定める額の2分の1とします。ただし、着手金の最低額は10万円とします。

(3) 契約締結交渉

対象となる事件の経済的利益の額に応じて下表のとおりとし、着手金の最低額は10万円とします。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%	4%
300万円を超え3000万円以下の場合	1% + 3万円	2% + 6万円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.5% + 18万円	1% + 36万円
3億円以上の場合	0.3% + 78万円	0.6% + 156万円

(4) 督促手続事件

対象となる事件の経済的利益の額に応じて下表のとおりとします。ただし、着手金の最低額は5万円とし、対象となる事件が訴訟事件に移行したときの着手金は、(1)又は(5)の額と下表記載の額の差額とします。対象となる事件につき民事執行事件を受任するときは、下表記載の額とは別に、着手金として(1)で定める額の三分の一を、報酬金として(1)で定める額の四分の一を受けます。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%	(1)または(5)の額の2分の1
300万円を超え3000万円以下の場合	1% + 3万円	※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って
3000万円を超え3億円以下の場合	0.5% + 18万円	請求させていただきます。
3億円以上の場合	0.3% + 78万円	

(5) 手形・小切手訴訟事件

対象となる事件の経済的利益に応じて下表のとおりとし、着手金の最低額は10万円とします。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の場合	2.5% + 4万5000円	5% + 9万円
3000万円を超え3億円以下の場合	1.5% + 34万5000円	3% + 69万円
3億円以上の場合	1% + 184万5000円	2% + 369万円

(6) 離婚事件

受任の内容	着手金	報酬金
離婚交渉	20万円～50万円	20万円～50万円
離婚調停	20万円～50万円	20万円～50万円
離婚訴訟	30万円～60万円	30万円～60万円

ただし、離婚交渉事件から離婚調停事件、又は離婚調停事件から離婚訴訟事件を委任されたときの着手金は上記の額の2分の1とし、財産分与、慰謝料等の請求については、別途(1)及び(2)によるものとします。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、別途着手金を申し受けます(ただし、減額することがあります)。また、上訴事件を受任するときは、特に定めのない限り最終審の報酬金のみを受けます。また、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することがあります。

## (7) 境界に関する事件

着手金、報酬金はそれぞれ30万円～50万円の範囲内の額とし、(1)で定められた着手金及び報酬金の額が50万円を上回る時はその額によります。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、別途着手金を申し受けます(ただし、減額することがあります)。また、上訴事件を受任するときは、特に定めのない限り最終審の報酬金のみを受けます。また、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することがあります。

## (8) 借地非訟事件

### ・着手金

イ 借地権の額が5000万円以下の場合

20万円以上50万円の範囲内の額

ロ 借地権の額が5000万円を超える場合

上記に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

### ・報酬金

イ 申立人の場合

① 申立の認容…借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、(1)によるものとします。

② 相手方の介入権認容…財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、(1)によるものとします。

ロ 相手方の場合

① 申立の却下又は介入権の認容…借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、(1)によるものとします。

② 賃料の増額の認容…賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、(1)によるものとします。

③ 財産上の給付の認容…財産上の給付額を経済的利益の額として、(1)によるものとします。

ただし、借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任し、又は借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を委任されたときの着手金は上記の額の2分の1とします。また、引き続き上訴事件を受任するときは、別途着手金を申し受けます(ただし、減額することがあります)。なお、上訴事件を受任するときは、特に定めのない限り最終審の報酬金のみを受けます。

## (9) 保全命令申立事件等

・着手金 (1)の着手金の額の2分の1とします。ただし、着手金の最低額は10万円とし、審尋又は口頭弁論を経たときは、(1)の着手金の額の3分の2とします。

・報酬金 ① 事件が重大又は複雑なとき……(1)の報酬金の額の4分の1

② 審尋又は口頭弁論を経たとき……(1)の報酬金の額の3分の1

③ 保全命令申立事件のみにより本案の目的を達したとき…(1)の報酬金に準じる

※ 本案事件と併せて委任されたときでも、着手金及び報酬金を本案事件とは別にいただく場合があります。

## (10) 民事執行事件

### ① 民事執行事件

・着手金 (1)の着手金の額の2分の1(ただし、最低額を10万円とします。)

・報酬金 (1)の報酬金の額の4分の1

### ② 執行停止事件

・着手金 (1)の着手金の額の2分の1(ただし、最低額を10万円とします。)

・報酬金 事件が重大又は複雑なとき…(1)の報酬金の額の4分の1

※ 本案事件と併せて委任されたときでも、着手金及び報酬金を本案事件とは別にいただく場合があります。この場合の着手金は(1)の3分の1とし、着手金の最低額は10万円とします。

(11) 破産申立事件等

① 破産・会社整理・特別清算・会社更生の申立事件

・着手金 資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額とします。

イ 事業者の自己破産	(個人) 50万円以上	(法人) 100万円以上
ロ 非事業者の自己破産	30万円以上	
ハ 自己破産以外の破産	50万円以上	
ニ 会社整理	100万円以上	
ホ 特別清算	100万円以上	
ヘ 会社更生	200万円以上	

・報酬金 (1)に準じるものとします。(この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。)ただし、前記イ、ロの自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限り、受領した着手金の額を限度として請求させていただきます。

② 民事再生事件

・着手金 資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額とします。

イ 事業者	100万円以上
ロ 非事業者	30万円以上
ハ 小規模個人及び給与所得者等	30万円以上

・執務報酬 再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬をいただくものとします。

・報酬金 (1)に準じるものとします。(この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮します。)ただし、再生計画認可決定を受けたときに限って請求させていただきます。

※ 保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれます。

※ 免責申立事件(免責異議申立事件を含む)のみを委任された場合の着手金は上記の着手金の額の2分の1、報酬金は上記の報酬金の算定方法を準用します。

(12) 任意整理事件 ((11)の各事件に該当しない債務整理事件)

・着手金

資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額とします。

イ 事業者の任意整理	50万円以上
ロ 非事業者の任意整理	20万円以上

・報酬金

イ 事件が清算により終了したとき

1. 弁護士が債権取立、資金売却等により集めた配当源資額(債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下同じ。)に応じて以下のとおりとします。

- ① 500万円以下の場合 15%
- ② 500万円を超え1000万円以下の場合 10%+25万円
- ③ 1000万円を超え5000万円以下の場合 8%+45万円
- ④ 5000万円を超え1億円以下の場合 6%+145万円
- ⑤ 1億円を超える場合 5%+245万円

2. 委任者及び委任者に準じる方から任意提供を受けた配当源資額に応じて以下のとおりとします。

- ① 5000万円以下の場合 3%
- ② 5000万円を超え1億円以下の場合 2%+50万円
- ③ 1億円を超える場合 1%+150万円

ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、(1)の報酬に準じるものとします。

ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イ、ロに定めるほか、相応の報酬金をいただく場合があります。

※ 民事再生法235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、上記の着手金2②、③の2分の1、報酬金は上記の報酬金の算定方法を準用します。

#### (13) 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件

- ・着手金 (1)の着手金の額の3分の2の額
- ・報酬金 (1)の報酬金の額の2分の1の額

ただし、着手金の最低額は10万円とし、審尋又は口頭審理等を経たときは、(1)に準じるものとします。

## 4 刑事事件

### (1) 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件

- ・着手金 それぞれ30万円から50万円の範囲内の額
- ・報酬金 イ 起訴前
  - ① 不起訴…30万円から50万円の範囲内の額
  - ② 求略式命令…上記の額を超えない額
- ロ 起訴後
  - ① 刑の執行猶予…30万円から50万円の範囲内の額
  - ② 求刑された刑が軽減された場合…上記の額を超えない額

### (2) 起訴前及び起訴後の(1)以外の事件及び再審事件

- ・着手金 30万円以上
- ・報酬金 イ 起訴前
  - ① 不起訴…30万円以上
  - ② 求略式命令…30万円以上
- ロ 起訴後
  - ① 無罪…50万円以上
  - ② 刑の執行猶予…30万円以上
  - ③ 求刑された刑が軽減された場合…軽減の程度による相当な額
  - ④ 検察官上訴が棄却された場合…30万円以上

※ (1)及び(2)につき、起訴前に委任した事件が起訴され、引き続いて起訴後の事件を委任されるときは、



起訴後の事件について再度着手金をいただくことがあります。ただし、事案簡明な事件については、(1)で定める着手金の二分の一とします。

※ 刑事事件につき、引き続き上訴事件を受任するときは、別途着手金を申し受けます（ただし、減額することがあります）。また、上訴事件を受任するときは、特に定めのない限り最終審の報酬のみを受けます。

※ 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻し若しくは破棄移送の言渡があったときの報酬金は、(1)又は(2)によります。

**(3) 再審請求事件**

・着手金 50万円以上

・報酬金 50万円以上

**(4) 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立**

着手金、報酬金は委任者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別にいただく場合があります。

**(5) 告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続**

・着手金 1件につき20万円以上

・報酬金 委任者との協議により決定します。

**5 少年事件**

**(1) 家庭裁判所送致前及び送致後**

少年事件の内容	着手金
身柄が拘束されている事件	30万円以上50万円以下
身柄が拘束されていない事件	20万円以上40万円以下
抗告、再抗告及び保護取消事件	20万円以上40万円以下

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	40万円以上
身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	30万円以上50万円以下
在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	20万円以上40万円以下

※ 非行事実と争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したり、保護観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、上記着手金及び報酬金を増額することがあります。

※ 少年事件につき、引き続き抗告審等を受任し、又は刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬については、別途着手金を申し受けます（ただし、減額することがあります）。また、この場合は特に定めのない限り最終審の報酬のみを受けます。

**6 裁判上の手数料**

**(1) 証拠保全**

30万円に民事事件の(1)より算定された額の10%を加算した額とします。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

※ 本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別にいただく場合があります。

**(2) 即決和解**

イ 示談交渉を要しない場合

経済的な利益の額に応じて以下のとおりとします。

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ① 300万円以下の場合          | 10万円      |
| ② 300万円を超え3000万円以下の場合 | 1%+7万円    |
| ③ 3000万円を超え3億円以下の場合   | 0.5%+22万円 |
| ④ 3億円以上の場合            | 0.3%+82万円 |

ロ 示談交渉を要する場合

示談交渉事件として、2頁の民事事件の(2)によるものとします。ただし事案により2頁以下の(6)(7)(8)も考慮することがあります。

※ 本手数料をいただいた場合は、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはありません。

(3) 公示催告

(2)の示談交渉を要しない場合と同額とします。

(4) 倒産整理事件の債権届出

5万円から10万円の範囲内の額とします。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

(5) 簡易な家事事件（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）

10万円から20万円の範囲内の額

## 7 裁判外の手数料

(1) 法律関係調査（事実関係調査を含む）

5万円から20万円の範囲内の額とします。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

(2) 契約書類及びこれに準じる書類の作成

イ 定型

経済的利益の額に応じて以下のとおりとします。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ① 1000万円未満のもの      | 5万円から10万円の範囲内の額  |
| ② 1000万円以上1億円未満のもの | 10万円から30万円の範囲内の額 |
| ③ 1億円以上のもの         | 30万円以上           |

ロ 非定型

経済的利益の額に応じて以下のとおりとします。

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ① 300万円以下の場合          | 10万円      |
| ② 300万円を超え3000万円以下の場合 | 1%+7万円    |
| ③ 3000万円を超え3億円以下の場合   | 0.5%+22万円 |
| ④ 3億円以上の場合            | 0.3%+82万円 |

ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

ハ 公正証書にする場合

上記の手数料に3万円が加算されます。

(3) 内容証明郵便作成

イ 弁護士名の表示なしの場合

1万円から3万円の範囲内の額とします。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

ロ 弁護士名の表示ありの場合

3万円から5万円の範囲内の額とします。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

**(4) 遺言書作成**

イ 定型

10万円から20万円の範囲内の額

ロ 非定型

経済的利益の額に応じて以下のとおりとします。

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ① 300万円以下の場合          | 20万円      |
| ② 300万円を超え3000万円以下の場合 | 1%+17万円   |
| ③ 3000万円を超え3億円以下の場合   | 0.3%+38万円 |
| ④ 3億円を超える場合           | 0.1%+98万円 |

ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

ハ 公正証書にする場合

上記の手数料に3万円が加算されます。

**(5) 遺言執行**

経済的利益の額に応じて以下のとおりとします。

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ① 300万円以下の場合          | 30万円       |
| ② 300万円を超え3000万円以下の場合 | 2%+24万円    |
| ③ 3000万円を超え3億円以下の場合   | 1%+54万円    |
| ④ 3億円を超える場合           | 0.5%+204万円 |

ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定し、遺言執行に裁判手続を要する場合は、遺言執行手数料とは別に裁判手続に要する弁護士報酬を請求させていただく場合があります。

**(6) 会社設立等（設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算）**

資本金額もしくは総資産額のうち高い額又は増減資額に応じて以下のとおりとします。

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| ① 1000万円以下の場合          | 4%         |
| ② 1000万円を超え2000万円以下の場合 | 3%+10万円    |
| ③ 2000万円を超え1億円以下の場合    | 2%+30万円    |
| ④ 1億円を超え2億円以下の場合       | 1%+130万円   |
| ⑤ 2億円を超え20億円以下の場合      | 0.5%+230万円 |
| ⑥ 20億円を超える場合           | 0.3%+630万円 |

ただし、最低額は合併又は分割については200万円、通常清算については100万円、その他の手続については10万円とします。

**(7) 会社設立等以外の登記等**

イ 申請手続 1件5万円（事案によっては増減額することがあります）

ロ 交付手続 登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1000円

**(8) 株主総会等指導**

30万円以上とし、総会準備も指導する場合は50万円以上とします。

**(9) 現物出資等証明（商法第173条第2項第3号及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明）**

1件30万円とします。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減

額することがあります。

#### (10) 自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者請求）

イ 給付金額が500万円以下の場合…給付金額の10%（ただし、5万円以上とします）

ロ 給付金額が500万円を超える場合…給付金額の5%～10%（ただし、100万円を上限とします）

ただし、損害賠償請求権の存否・等級・給付額等に争いがある場合、立証資料等が複雑な場合には増額することがあります。

### 8 顧問料

イ 事業者の場合 月額5万円以上

ロ 非事業者の場合 年額6万円（月額5000円）以上

### 9 時間制

弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、上記1ないし7及び10の規定によらないで、30分あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます）を乗じた金額をいただくことがあります。その際の単価は、30分ごとに1万円以上とします。また、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額をお預かりすることがあります。

### 10 成功報酬制

弁護士は、依頼者との協議により予め合意した場合に限り、毎月一定額の事務処理経費（月額1万円～5万円の範囲内とします）をお受けすることにより、次の条件によって、成功報酬制にて事務処理の委任を受けることができます。

対象事件 ①金銭給付を求める事件であること（例：売掛金回収事件、医療過誤・交通事故・労災などの損害賠償請求事件）

②債務者に資力があり、強制執行等による債権回収が見込めること。

支払方法 ①着手金 10万円（定額）

②報酬金 現実に回収した金額の20%～30%の範囲内で予め定めた額

### 11 日当

イ 半日 3万円以上5万円以下

ロ 一日 5万円以上10万円以下

### 12 諸経費

弁護士報酬とは別に、郵便切手代、謄写料、交通通信費（最高等級の運賃を利用することがあります。）、宿泊料、その他委任事務処理に要する諸経費をあらかじめ頂きます。なお、別途消費税を申し受けます。

### 13 実費預り金

弁護士報酬とは別に、収入印紙代、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費につき、概算により、あらかじめ依頼者から相当額をお預かりすることがあります。

・備考・

特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

算定可能な場合の経済的利益の算定基準

イ 金銭債権	債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
ロ 将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額
ハ 継続的給付債権	債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
ニ 賃料増減額請求事件	増減額分の7年分の額
ホ 所有権	対象たる物の時価相当額
ヘ 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権	対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
ト 建物についての所有権に関する事件	建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
チ 地役権	承役地の時価の2分の1の額
リ 担保権	被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
ヌ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件	ホ、ヘ、チ、及びリに準じた額
ル 詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
ヲ 共有物分割請求事件	対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
ヰ 遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
カ 遺留分減殺請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
コ 金銭債権についての民事執行事件	請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

算定不能な場合の経済的利益の算定基準

800万円とします。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び委任者の受ける利益等を考慮して増減額する場合があります。

※ 経済的利益の額と、紛争の実態又は紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益との間に齟齬があるときは、経済的利益の額を増減額します。

## 報酬基準速算表

(下記表示はすべて税抜価格です)

- (1) 経済的利益の額(A)が300万円以下のときの着手金、報酬金の標準額
- (2) 経済的利益の額(A)が300万ないし3000万円の際の着手金、報酬金の標準額
- (3) 経済的利益の額(A)が3000万円以上の際の着手金、報酬金の標準額

※ 着手金、報酬金はそれぞれ委任者との合意により30%の範囲内で増減することがあります。  
「増減範囲」欄をご参照ください。

### (1) 経済的利益の額(A)が300万円以下の際の着手金、報酬金の標準額

※ 着手金最低額10万円 ((A)が125万円未満の場合、10万円以下に減額する場合があります)

経済的利益の価額	着手金 ((A)×8%)		報酬金 ((A)×16%)	
	標準額	増減範囲	標準額	増減範囲
200,000	<b>100,000</b>		<b>32,000</b>	22,400 ~ 41,600
400,000	<b>100,000</b>		<b>64,000</b>	44,800 ~ 83,200
600,000	<b>100,000</b>		<b>96,000</b>	67,200 ~ 124,800
800,000	<b>100,000</b>		<b>128,000</b>	89,600 ~ 166,400
1,000,000	<b>100,000</b>	100,000 ~ 130,000	<b>160,000</b>	112,000 ~ 208,000
1,200,000	<b>100,000</b>	100,000 ~ 130,000	<b>192,000</b>	134,400 ~ 249,600
1,250,000	<b>100,000</b>	100,000 ~ 130,000	<b>200,000</b>	140,000 ~ 260,000
1,400,000	<b>112,000</b>	100,000 ~ 145,600	<b>224,000</b>	156,800 ~ 291,200
1,600,000	<b>128,000</b>	100,000 ~ 166,400	<b>256,000</b>	179,200 ~ 332,800
1,800,000	<b>144,000</b>	100,800 ~ 187,200	<b>288,000</b>	201,600 ~ 374,400
2,000,000	<b>160,000</b>	112,000 ~ 208,000	<b>320,000</b>	224,000 ~ 416,000
2,200,000	<b>176,000</b>	123,200 ~ 228,800	<b>352,000</b>	246,400 ~ 457,600
2,400,000	<b>192,000</b>	134,400 ~ 249,600	<b>384,000</b>	268,800 ~ 499,200
2,600,000	<b>208,000</b>	145,600 ~ 270,400	<b>416,000</b>	291,200 ~ 540,800
2,800,000	<b>224,000</b>	156,800 ~ 291,200	<b>448,000</b>	313,600 ~ 582,400
3,000,000	<b>240,000</b>	168,000 ~ 312,000	<b>480,000</b>	336,000 ~ 624,000

### (2) 経済的利益の額(A)が300万ないし3000万円の際の着手金、報酬金の標準額

経済的利益の価額	着手金 ((A)×5%+9万円)		報酬金 ((A)×10%+18万円)	
	標準額	増減範囲	標準額	増減範囲
3,500,000	<b>265,000</b>	185,500 ~ 344,500	<b>530,000</b>	371,000 ~ 689,000
4,000,000	<b>290,000</b>	203,000 ~ 377,000	<b>580,000</b>	406,000 ~ 754,000
4,500,000	<b>315,000</b>	220,500 ~ 409,500	<b>630,000</b>	441,000 ~ 819,000
5,000,000	<b>340,000</b>	238,000 ~ 442,000	<b>680,000</b>	476,000 ~ 884,000
5,500,000	<b>365,000</b>	255,500 ~ 474,500	<b>730,000</b>	511,000 ~ 949,000
6,000,000	<b>390,000</b>	273,000 ~ 507,000	<b>780,000</b>	546,000 ~ 1,014,000
6,500,000	<b>415,000</b>	290,500 ~ 539,500	<b>830,000</b>	581,000 ~ 1,079,000

経済的利益の価額	着手金 ((A)×5%+9万円)		報酬金 ((A)×10%+18万円)	
	標準額	増減範囲	標準額	増減範囲
7,000,000	<b>440,000</b>	308,000 ~ 572,000	<b>880,000</b>	616,000 ~ 1,144,000
7,500,000	<b>465,000</b>	325,500 ~ 604,500	<b>930,000</b>	651,000 ~ 1,209,000
8,000,000	<b>490,000</b>	343,000 ~ 637,000	<b>980,000</b>	686,000 ~ 1,274,000
8,500,000	<b>515,000</b>	360,500 ~ 669,500	<b>1,030,000</b>	721,000 ~ 1,339,000
9,000,000	<b>540,000</b>	378,000 ~ 702,000	<b>1,080,000</b>	756,000 ~ 1,404,000
9,500,000	<b>565,000</b>	395,500 ~ 734,500	<b>1,130,000</b>	791,000 ~ 1,469,000
10,000,000	<b>590,000</b>	413,000 ~ 767,000	<b>1,180,000</b>	826,000 ~ 1,534,000
11,000,000	<b>640,000</b>	448,000 ~ 832,000	<b>1,280,000</b>	896,000 ~ 1,664,000
12,000,000	<b>690,000</b>	483,000 ~ 897,000	<b>1,380,000</b>	966,000 ~ 1,794,000
13,000,000	<b>740,000</b>	518,000 ~ 962,000	<b>1,480,000</b>	1,036,000 ~ 1,924,000
14,000,000	<b>790,000</b>	553,000 ~ 1,027,000	<b>1,580,000</b>	1,106,000 ~ 2,054,000
15,000,000	<b>840,000</b>	588,000 ~ 1,092,000	<b>1,680,000</b>	1,176,000 ~ 2,184,000
16,000,000	<b>890,000</b>	623,000 ~ 1,157,000	<b>1,780,000</b>	1,246,000 ~ 2,314,000
17,000,000	<b>940,000</b>	658,000 ~ 1,222,000	<b>1,880,000</b>	1,316,000 ~ 2,444,000
18,000,000	<b>990,000</b>	693,000 ~ 1,287,000	<b>1,980,000</b>	1,386,000 ~ 2,574,000
19,000,000	<b>1,040,000</b>	728,000 ~ 1,352,000	<b>2,080,000</b>	1,456,000 ~ 2,704,000
20,000,000	<b>1,090,000</b>	763,000 ~ 1,417,000	<b>2,180,000</b>	1,526,000 ~ 2,834,000
21,000,000	<b>1,140,000</b>	798,000 ~ 1,482,000	<b>2,280,000</b>	1,596,000 ~ 2,964,000
22,000,000	<b>1,190,000</b>	833,000 ~ 1,547,000	<b>2,380,000</b>	1,666,000 ~ 3,094,000
23,000,000	<b>1,240,000</b>	868,000 ~ 1,612,000	<b>2,480,000</b>	1,736,000 ~ 3,224,000
24,000,000	<b>1,290,000</b>	903,000 ~ 1,677,000	<b>2,580,000</b>	1,806,000 ~ 3,354,000
25,000,000	<b>1,340,000</b>	938,000 ~ 1,742,000	<b>2,680,000</b>	1,876,000 ~ 3,484,000
26,000,000	<b>1,390,000</b>	973,000 ~ 1,807,000	<b>2,780,000</b>	1,946,000 ~ 3,614,000
27,000,000	<b>1,440,000</b>	1,008,000 ~ 1,872,000	<b>2,880,000</b>	2,016,000 ~ 3,744,000
28,000,000	<b>1,490,000</b>	1,043,000 ~ 1,937,000	<b>2,980,000</b>	2,086,000 ~ 3,874,000
29,000,000	<b>1,540,000</b>	1,078,000 ~ 2,002,000	<b>3,080,000</b>	2,156,000 ~ 4,004,000
30,000,000	<b>1,590,000</b>	1,113,000 ~ 2,067,000	<b>3,180,000</b>	2,226,000 ~ 4,134,000

(3) 経済的利益の額(A)が3000万円以上のときの着手金、報酬金の標準額

経済的利益の価額	着手金 ((A)×3%+69万円)		報酬金 ((A)×6%+138万円)	
	標準額	増減範囲	標準額	増減範囲
35,000,000	<b>1,740,000</b>	1,218,000 ~ 2,262,000	<b>3,480,000</b>	2,436,000 ~ 4,524,000
40,000,000	<b>1,890,000</b>	1,323,000 ~ 2,457,000	<b>3,780,000</b>	2,646,000 ~ 4,914,000
45,000,000	<b>2,040,000</b>	1,428,000 ~ 2,652,000	<b>4,080,000</b>	2,856,000 ~ 5,304,000
50,000,000	<b>2,190,000</b>	1,533,000 ~ 2,847,000	<b>4,380,000</b>	3,066,000 ~ 5,694,000
55,000,000	<b>2,340,000</b>	1,638,000 ~ 3,042,000	<b>4,680,000</b>	3,276,000 ~ 6,084,000
60,000,000	<b>2,490,000</b>	1,743,000 ~ 3,237,000	<b>4,980,000</b>	3,486,000 ~ 6,474,000
65,000,000	<b>2,640,000</b>	1,848,000 ~ 3,432,000	<b>5,280,000</b>	3,696,000 ~ 6,864,000
70,000,000	<b>2,790,000</b>	1,953,000 ~ 3,627,000	<b>5,580,000</b>	3,906,000 ~ 7,254,000
75,000,000	<b>2,940,000</b>	2,058,000 ~ 3,822,000	<b>5,880,000</b>	4,116,000 ~ 7,644,000
80,000,000	<b>3,090,000</b>	2,163,000 ~ 4,017,000	<b>6,180,000</b>	4,326,000 ~ 8,034,000
85,000,000	<b>3,240,000</b>	2,268,000 ~ 4,212,000	<b>6,480,000</b>	4,536,000 ~ 8,424,000
90,000,000	<b>3,390,000</b>	2,373,000 ~ 4,407,000	<b>6,780,000</b>	4,746,000 ~ 8,814,000
95,000,000	<b>3,540,000</b>	2,478,000 ~ 4,602,000	<b>7,080,000</b>	4,956,000 ~ 9,204,000

経済的利益の価額	着手金 ((A)×3%+69万円)		報酬金 ((A)×6%+138万円)	
	標準額	増減範囲	標準額	増減範囲
100,000,000	<b>3,690,000</b>	2,583,000 ~ 4,797,000	<b>7,380,000</b>	5,166,000 ~ 9,594,000
110,000,000	<b>3,990,000</b>	2,793,000 ~ 5,187,000	<b>7,980,000</b>	5,586,000 ~ 10,374,000
120,000,000	<b>4,290,000</b>	3,003,000 ~ 5,577,000	<b>8,580,000</b>	6,006,000 ~ 11,154,000
130,000,000	<b>4,590,000</b>	3,213,000 ~ 5,967,000	<b>9,180,000</b>	6,426,000 ~ 11,934,000
140,000,000	<b>4,890,000</b>	3,423,000 ~ 6,357,000	<b>9,780,000</b>	6,846,000 ~ 12,714,000
150,000,000	<b>5,190,000</b>	3,633,000 ~ 6,747,000	<b>10,380,000</b>	7,266,000 ~ 13,494,000
160,000,000	<b>5,490,000</b>	3,843,000 ~ 7,137,000	<b>10,980,000</b>	7,686,000 ~ 14,274,000
170,000,000	<b>5,790,000</b>	4,053,000 ~ 7,527,000	<b>11,580,000</b>	8,106,000 ~ 15,054,000
180,000,000	<b>6,090,000</b>	4,263,000 ~ 7,917,000	<b>12,180,000</b>	8,526,000 ~ 15,834,000
190,000,000	<b>6,390,000</b>	4,473,000 ~ 8,307,000	<b>12,780,000</b>	8,946,000 ~ 16,614,000
200,000,000	<b>6,690,000</b>	4,683,000 ~ 8,697,000	<b>13,380,000</b>	9,366,000 ~ 17,394,000
210,000,000	<b>6,990,000</b>	4,893,000 ~ 9,087,000	<b>13,980,000</b>	9,786,000 ~ 18,174,000
220,000,000	<b>7,290,000</b>	5,103,000 ~ 9,477,000	<b>14,580,000</b>	10,206,000 ~ 18,954,000
230,000,000	<b>7,590,000</b>	5,313,000 ~ 9,867,000	<b>15,180,000</b>	10,626,000 ~ 19,734,000
240,000,000	<b>7,890,000</b>	5,523,000 ~ 10,257,000	<b>15,780,000</b>	11,046,000 ~ 20,514,000
250,000,000	<b>8,190,000</b>	5,733,000 ~ 10,647,000	<b>16,380,000</b>	11,466,000 ~ 21,294,000
260,000,000	<b>8,490,000</b>	5,943,000 ~ 11,037,000	<b>16,980,000</b>	11,886,000 ~ 22,074,000
270,000,000	<b>8,790,000</b>	6,153,000 ~ 11,427,000	<b>17,580,000</b>	12,306,000 ~ 22,854,000
280,000,000	<b>9,090,000</b>	6,363,000 ~ 11,817,000	<b>18,180,000</b>	12,726,000 ~ 23,634,000
290,000,000	<b>9,390,000</b>	6,573,000 ~ 12,207,000	<b>18,780,000</b>	13,146,000 ~ 24,414,000
300,000,000	<b>9,690,000</b>	6,783,000 ~ 12,597,000	<b>19,380,000</b>	13,566,000 ~ 25,194,000
310,000,000	<b>9,890,000</b>	6,923,000 ~ 12,857,000	<b>19,780,000</b>	13,846,000 ~ 25,714,000
320,000,000	<b>10,090,000</b>	7,063,000 ~ 13,117,000	<b>20,180,000</b>	14,126,000 ~ 26,234,000
330,000,000	<b>10,290,000</b>	7,203,000 ~ 13,377,000	<b>20,580,000</b>	14,406,000 ~ 26,754,000
340,000,000	<b>10,490,000</b>	7,343,000 ~ 13,637,000	<b>20,980,000</b>	14,686,000 ~ 27,274,000
350,000,000	<b>10,690,000</b>	7,483,000 ~ 13,897,000	<b>21,380,000</b>	14,966,000 ~ 27,794,000
360,000,000	<b>10,890,000</b>	7,623,000 ~ 14,157,000	<b>21,780,000</b>	15,246,000 ~ 28,314,000
370,000,000	<b>11,090,000</b>	7,763,000 ~ 14,417,000	<b>22,180,000</b>	15,526,000 ~ 28,834,000
380,000,000	<b>11,290,000</b>	7,903,000 ~ 14,677,000	<b>22,580,000</b>	15,806,000 ~ 29,354,000
390,000,000	<b>11,490,000</b>	8,043,000 ~ 14,937,000	<b>22,980,000</b>	16,086,000 ~ 29,874,000
400,000,000	<b>11,690,000</b>	8,183,000 ~ 15,197,000	<b>23,380,000</b>	16,366,000 ~ 30,394,000
410,000,000	<b>11,890,000</b>	8,323,000 ~ 15,457,000	<b>23,780,000</b>	16,646,000 ~ 30,914,000
420,000,000	<b>12,090,000</b>	8,463,000 ~ 15,717,000	<b>24,180,000</b>	16,926,000 ~ 31,434,000
430,000,000	<b>12,290,000</b>	8,603,000 ~ 15,977,000	<b>24,580,000</b>	17,206,000 ~ 31,954,000
440,000,000	<b>12,490,000</b>	8,743,000 ~ 16,237,000	<b>24,980,000</b>	17,486,000 ~ 32,474,000
450,000,000	<b>12,690,000</b>	8,883,000 ~ 16,497,000	<b>25,380,000</b>	17,766,000 ~ 32,994,000
460,000,000	<b>12,890,000</b>	9,023,000 ~ 16,757,000	<b>25,780,000</b>	18,046,000 ~ 33,514,000
470,000,000	<b>13,090,000</b>	9,163,000 ~ 17,017,000	<b>26,180,000</b>	18,326,000 ~ 34,034,000
480,000,000	<b>13,290,000</b>	9,303,000 ~ 17,277,000	<b>26,580,000</b>	18,606,000 ~ 34,554,000
490,000,000	<b>13,490,000</b>	9,443,000 ~ 17,537,000	<b>26,980,000</b>	18,886,000 ~ 35,074,000
500,000,000	<b>13,690,000</b>	9,583,000 ~ 17,797,000	<b>27,380,000</b>	19,166,000 ~ 35,594,000